



固定資産の縦覧と閲覧を行います

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線136・140)

令和3年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧と、課税台帳(名寄帳)の閲覧を行います。

- ▶ 期 日
 - ・縦覧の場合 4月1日(木)～5月31日(月)
 - ・閲覧の場合 4月1日(木)～
- ※どちらの場合も、土日祝日は除く
- ▶ 時 間 8時30分～17時15分
- ▶ 場 所 税務課窓口
- ▶ その他
 - ・縦覧・閲覧ができる人は、固定資産税納税者などに限られます。
 - ・納税者本人以外が申請するときは、本人からの委任状が必要です。
 - ・閲覧には、来庁者本人の本人確認ができる身分証明書(運転免許証など)が必要です。
- ▶ 縦覧・閲覧の役割
 - ・土地または家屋を所有する納税者は、縦覧帳簿で所有する資産と同一区内にある土地の評価額または家屋の評価額とを、比較することができます(土地のみの所有者は土地についてのみ、家屋のみの所有者は家屋についてのみ縦覧が可能です)。
 - ・課税台帳(名寄帳)の閲覧で、所有する固定資産(土地、家屋、償却資産)を確認することができます。



須恵町食生活改善推進員養成教室生募集

☎ 健康増進課 ☎ 687-1530
☎ 932-1151(内線168)

栄養・衛生・運動そして調理実習を取り入れた教室です。
食を通じた健康づくりについて一緒に考えて学んでみませんか?
養成教室は託児室も設けますので、お子さん連れでもお気軽に受講できます。
なお、託児数には限りがありますので申し込み多数の場合は、相談させていただきます。
詳しくは、健康増進課までお尋ねください。

- ▶ 開催日 6月～令和4年3月の第3水曜
6月16日(水) 開講式
※9月は第4水曜に開催する予定です。
- ▶ 時 間 10時～14時
- ▶ 場 所 保健センター 2階
- ▶ 対象者 町内在住者 12人
- ▶ 受講料 無料
- ▶ 申込締切 5月17日(月)
※教室終了後は、須恵町食生活改善推進員として活動します。現在130人の推進員(ヘルスマイト)が活動されています。
須恵町食生活改善推進員とは、生活習慣病予防、高齢者の低栄養予防、子どもの食育など食を通じた、健康づくりの活動をしているボランティア組織です。



連休中のごみ処理などについて

☎ 地域振興課 ☎ 932-1438(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線217)

- ▶ ごみ収集 連休中も通常どおり行います。
- ▶ クリーンパークわかすぎ(粗大ごみ)の自己搬入
5月1日(土)～5月5日(水)の期間は休みです。
- ▶ 環境美化集積所(草木の搬入)
5月2日(日)は通常どおり搬入ができます。
5月5日(水)は搬入できません。
- ▶ 役場リサイクルボックス
5月1日(土)～5月2日(日)は通常どおり利用ができます。
5月3日(月)～5月5日(水)は利用できません。
- ▶ し尿汲み取り業務
5月1日(土)～5月5日(水)の期間は休みです。



70歳到達予定者および後期高齢者のための医療制度説明会のお知らせ

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線116)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

- ▶ 日にち 4月21日(水)
- ▶ 場 所 保健センター 1階
- ▶ 対象者
70歳到達予定者のための医療制度説明会
(国民健康保険加入者のみ)
昭和26年4月2日～昭和26年5月1生まれの人
後期高齢者医療制度説明会
昭和21年5月1日～昭和21年5月31日生まれの人



国民年金のお知らせ 令和3年度 学生納付特例の申請受付開始

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

20歳になると、国民年金保険料を納めなければいけません。所得の少ない学生である場合、納付を猶予する制度(学生納付特例制度)があります。
4月から、令和3年度(令和3年4月～翌年3月)の申請受付が始まりましたので、希望する人は、手続きをしてください。

学生納付特例を申請するメリット

- ① 在学中にけがや病気で障がいが残ったときに、障害基礎年金を請求することができます。
 - ② 老齢年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。
ただし、納付免除ではなく、納付を猶予する制度なので、学生納付特例を受けた期間は、将来受け取る年金額には反映されません。
年金額を増やしたい場合は、10年間さかのぼって納付することができます。
- ▶ 必要なもの 学生証(もしくは在学証明書)、年金手帳
 - ▶ 注意点
 - ・前年度に申請した人も、毎年申請が必要です。必ず申請をしてください。
 - ・学生納付特例を受けられるかは、前年中の所得を審査して決定します。

! 過去2年間で申請し忘れた人は、今すぐ申請してください。

令和2年度、平成31年度の申請を忘れていた人は、当時学生だったことを証明できるもの(学生証や在学証明証、卒業証書など)を持って、今すぐ手続きをしてください。



一般不妊治療(人工授精)の費用を助成します

☎ 健康増進課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン)

- ▶ 対象者：次のすべてに該当する人
 - ・治療開始日における妻の年齢が43歳未満の人
 - ・助成対象となる治療期間から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して須恵町に住所がある人
 - ・医療保険各法における被保険者、被扶養者などである人
- ▶ 助成額 1夫婦あたり、対象となる治療に要した費用のうち2分の1(5万円を上限)を助成
- ▶ 対象期間 令和3年4月1日以降に開始した治療で治療開始日の属する月の初日から起算して1年間



「須恵町」LINE公式アカウント開設延期について

☎ まちづくり課 広聴広報係 ☎ 932-1153(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線342)

須恵町では、4月1日に開設予定であった「須恵町」LINE公式アカウントの開設を、安心してサービスが利用できる環境が確認されるまで延期します。
開設日が決まり次第、広報すえや須恵町ホームページでお知らせいたします。